

日影による中高層の建築物の制限について(習志野市)

習志野市における、建築基準法第56条の2による日影による中高層の建築物の高さの制限は、下表のとおりです。
 なお、詳細は、建築基準法第56条の2及び千葉県条例第46条の2を参照してください。

日影規制など

用途地域	容積率	高度地区	日影規制	日影区分	敷地境界線から水平距離が、5メートルを超え10メートル以内の範囲における日影時間	敷地境界線から水平距離が、10メートルを超える範囲における日影時間	平均地盤面からの高さ
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	50 60	×	○	(一)	3	2	1.5m
	100 150	×	○	(二)	4	2.5	
	200	×	○	(三)	5	3	
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	100		○	(一)	3	2	4m
	200	第一種	○	(一)	3	2	
		第二種	○	(二)	4	2.5	
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	200	第一種 第二種	○	(一)	4	2.5	4m
	300		○	(二)	5	3	
近隣商業地域	200 300 400	×	×	×	×	×	×
商業地域	400 600	×	×	×	×	×	×
準工業地域	200	×	×	×	×	×	×
工業地域	200	×	×	×	×	×	×
工業専用地域	200	×	×	×	×	×	×

※ この表は、習志野市に該当するものを記載しています